

第五十五回 参議院農林水産委員会会議録第十一号

(三三三)

昭和四十二年六月八日(木曜日)

午後三時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 野知 浩之君
理事 任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君

委員 青田源太郎君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
温水 三郎君
森部 隆輔君
和田 鶴一君
武内 五郎君
鶴岡 哲夫君
渡辺 勘吉君
北條 篤八君

國務大臣 農林 大臣 倉石 忠雄君

政府委員 林野庁長官 若林 正武君
事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員 林野庁指導部 林保護課長 大塚 武行君

○本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件

第八部 農林水産委員会会議録第十二号 昭和四十二年六月八日【参議院】

○森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてはおはかりいたします。

農林水産政策に関する調査として、農業によるブドウの被害に関する件調査のため、山梨県果樹試験場長岸光夫君及び武田薬品工業株式会社常務取締役西村伊一君を明九日参考人として出席を求めることとしたと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野知浩之君) 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○宮崎正義君 病害虫等防除法の一部を改正する法律案の先ごろ委員会に提出された「資料(その一)」でございますが、その資料につきまして最初にお伺いをいたしたいと思っております。

この資料を見ていきますと、被害面積は発表されておられるようですが、その被害総額あるいは被害金額が明らかにされておられない。これは当然年度別に発表されていくべきだと、こう思うわけですが、これについての詳細の発表をお願いしたいと思います。

また、マツの材積とマツクイムシの被害の材積はどのようになっているのか、資料のどの辺にあるのか、これは資料に見当たらないように思うのですが、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 森林病害虫等の被害につきましては、御承知のように、食葉害がございますり、あるいは被害木等につきましてもその材質にいろいろの差がございます。こういうようなことによりまして、その推計はきわめて困難でございますが、昭和四十年におきます一応の推計を概算で申し上げますと、総額約八十億円でございまして、昭和四十年におきます一応の推計を概算で申し上げますと、法定内の病害虫によります被害が七十億円、法定外におきまして約十億円、合計八十億円、かように推算をいたしております。

それからマツクイムシによります被害材積が、マツの全蓄積量あるいは成長量、こういふものに対してどのようなる比重を占めておるかということでございますが、昭和四十年におきますマツクイムシによります被害材積は約四十五万立方メートルでございます。わが国のマツの全蓄積約二億立方メートルに対して〇・二%に当たっております。また、成長量に対しては約七%でございます。

○宮崎正義君 この資料につきましてもう一度お願いしたいのは、各地域別といいますか県別の被害状況の詳細を、きょうでなくてもけっこうです。提出をさせていただきたい、こう資料請求をしておきたいと思っております。

枯死寸前までマツクイムシが蔓延して、ほとんど手の施しようがない、これが今日の実情じゃないかと思っております。かような防除のおくれ、あるいは研究機関が少ない、あるいは多大の経費がかかる、そういうようなことが今日まで無策放任と言えような状態に追い込んでしまっている。ここで、大臣にお伺いしたいことは、こういうふうな実情にある四十二年の防除額は四億円余であります。

○政府委員(若林正武君) 御指摘の四億という国費があるわけでございますが、これに基づきまして、林野庁として言えることは、もちろんそれだけで十分ではないのでありますが、完べきを期するということにはなかなかむずかしいのでありますが、予防措置に重点をおいてやっていかねばいけないのではないかと、こういふことでも考えておるわけでありまして、森林の病害虫の国家的な防除を実施いたしますためには、御承知のように、早期発見が何より大事でございます。早期発見と、それからしたがって早期防除が一番重要で、そういうことで防除行政の第一線の者を奮勵いたしましてこの成果をあげるように全国的に努力をいたすのであります。約千三百名の都道府県職員が森林害虫防除に任命されて、いま申しました早期発見と防除の指導に当たっておりますわけでありまして、そのほか、約三千名の林業普及指導員も、森林病害虫等の防除に協力いたしまして、病害虫等に関する知識または防除技術の普及指導に当たっております。それから、それから、さらには、今後は、市町村または森林組合等の技術職員、それからして森林所有者等にも積極的に協力を願ひまして、早期発見または早期駆除に万全を期してまいりたい、こう考えておるわけです。

○宮崎正義君 いま、大臣の御答弁で、十分でないということをお認めになられているようでありますが、そして、予防処置に重点を置いていくということが、早期発見と早期処置というふうなお話がありましたけれども、それに対するには、林業技

ありますが、この被害を積み重ねてきたのは二十年来でございます。この積み重ねられてきた被害の状況を四億余の予算で今後どのような病害虫等の対策の万全が期せられるのか、この点について所信を伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御指摘の四億という国費があるわけでございますが、これに基づきまして、林野庁として言えることは、もちろんそれだけで十分ではないのでありますが、完べきを期するということにはなかなかむずかしいのでありますが、予防措置に重点をおいてやっていかねばいけないのではないかと、こういふことでも考えておるわけでありまして、森林の病害虫の国家的な防除を実施いたしますためには、御承知のように、早期発見が何より大事でございます。早期発見と、それからしたがって早期防除が一番重要で、そういうことで防除行政の第一線の者を奮勵いたしましてこの成果をあげるように全国的に努力をいたすのであります。約千三百名の都道府県職員が森林害虫防除に任命されて、いま申しました早期発見と防除の指導に当たっておりますわけでありまして、そのほか、約三千名の林業普及指導員も、森林病害虫等の防除に協力いたしまして、病害虫等に関する知識または防除技術の普及指導に当たっております。それから、それから、さらには、今後は、市町村または森林組合等の技術職員、それからして森林所有者等にも積極的に協力を願ひまして、早期発見または早期駆除に万全を期してまいりたい、こう考えておるわけです。

○宮崎正義君 いま、大臣の御答弁で、十分でないということをお認めになられているようでありますが、そして、予防処置に重点を置いていくということが、早期発見と早期処置というふうなお話がありましたけれども、それに対するには、林業技

術普及員が三千名、それから都道府県の森林害虫防除員でございますか、それが千三百名というお話がありましたけれども、それは、その林業技術普及員三千名がこれを専任しているのかどうか、また、森林害虫防除員千三百名というものがこれを専任しているのかどうか、この内訳を詳細に御説明願いたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 専任をしておるのかどうかという問題でございますが、森林害虫防除員約千三百名の中で専任で森林害虫防除事業に従事したておるものは、五十名でございます。それから林業普及指導員、これは約三千名現在配置をいたしておりますが、これは林業普及一般の仕事の中で害虫防除等の仕事もあわせて行なっておりますのでございます。

○宮崎正義君 いま言はれた員数で全くこの防除作業ができればどうか、まことに疑問だと思つてますが、専任の指導員、専門の指導員が、全国でわずか五十名というお話がありましたけれども、これで万全が期せられるかどうか、このことについて大臣から御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど申し上げましたように、理想的に申せば完全とはなかなか言いたいかもしませんが、そのほかに、森林組合に約四千名ほど技術員がおりまして、これがやはり同じようなことについて努力をいたしておるわけでありまして、いまのところ、そういうことで先ほど申しましたように早期発見及び駆除に努力をいたしておるわけでありまして、なお、このことは、大事な国及び民間の森林の保護育成でありますので、さらにこういうことに力を入れてやっております。

○宮崎正義君 私から言わせれば、技術普及員が三千名であり、そしてまた、防除員が千三百名、この害虫防除の問題にこの人たちが全部の合計の人が当たっても、これだけでも足りないように思うわけなんでしょうが、さらに森林組合の四千名の人があると言いますが、実際問題としてそれだけの人が事実上動いていけるかどうかという

ところの大きな疑義があるわけですが、こういう点についての考え方をもう少し詳しく話していただきたいと思つております。

○政府委員(若林正武君) ただいま大臣から申し上げましたとおりでございますが、それ以外に、個々の森林所有者に対して森林病虫害等に関する技術普及というものを現在もいろいろおこなう面での強化をいたして、森林所有者の教育指導ということに当たっておるのでございますが、今後そういう点もさらに強化をいたしまして、森林病虫害等の発生につきましてもの早期発見あるいは早期駆除というふうな体制をとれるように努力をいたしてまいりたいというふうな考えをおこ次第でございます。

○宮崎正義君 この際、念を押しておきたいと思うのですが、今後、いま私が申し上げましたように、三千名の千三百名の四千名の人たちがかりにこの作業に当たつたとしても困難だと、こう思うわけですが、そういうことから考えまして、増員をしていく考え方があるかどうか、この点を伺っておきたいと思つております。——大臣にお願いいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど申しましたように、大事な仕事でありますので、いま申し上げました千三百と三千と四千の人たちにも、その技術等について、内容を十分に質的に目的を達成されるように勉強させ、研究させてまいりたいと思つております。そこで、さらにまた、その様子によりましては、そのあとのことについて善処してまいるように検討いたしていききたいと思つております。

○渡辺勲吉君 一つだけ関連して伺いますが、森林害虫防除員千三百名のうち、専任がたつたの五十人、それに対する賃金に對して、あるいは林業普及指導員なり森林組合の技術員なりその他等々の動員というふうな意味の話もありましたけれども、私、現地でいろいろな問題に取組んでおるなまの声を聞きますと、そういう答弁でまあいろいろ言ひわけをされるようなことをやる

前に、本来あるべき指導体制が、一体、いまの千二百五十名の臨時的な体制で十分であると思つておられるかどうか。千三百名のうち、わずか五十名が専任職員で、あとは一体どういう待遇でどなただけの機能を期待しておるのか。本来の防除の体制というものの中核体でしよう、これは、まず中核体を十分結集することがあって、それにさらに中核体を十分結集するものがあつて、それにさらに本業の察じやないですか。それをもう一つ専任職員に拡充するとか、そういう姿勢がこの大きな問題に取組む基本的な政府の姿勢ではないかと思つております。大臣、そういう点は一体どうなんですか。本末転倒じゃないですか。——いや、大臣に伺う。基本的な考え方じゃないですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 病虫害の出方によつては、こういう人たちの手が足りないという感じを受けることもあるかもしれません、そういうことにつきましても、まず早期発見、早期駆除ができるように、ふだん、先ほどお答えいたしましたように、とめなければなりません、御存じのように、被害がばらばらに出てまいるものでありますからして、不幸にして多いようなときには非常な手薄のように感じられることもあります、私どもこれで万全であるとは決して考えませんが、私どもそういう点についてはひとつなおよく検討いたしまして、われわれの早期発見、早期駆除の目的が達成できるようにするために掘り下げて検討いたして善処してまいりたいと思つております。

○宮崎正義君 どうもはつきりしませんので、具体的な問題を取り上げて申し上げてみたいと思つてます。

神奈川県は、かなり行き届いていられるというふうな言われられておりますが、その神奈川県で約一千ヘクタールに及ぶものがほとんど全滅のような状態に今日追い込まれてきているというのを聞いておるわけですが、さるほど、そこには、専門の技術指導員が一名配置されている。それでは、防除員がどれだけいるかということになりますと、いま渡辺委員が指摘されたように、作業の実際できない

い職員がその作業に当たつていられるというふうな実情も見受けられるわけでありまして、それで、私が申し上げることもなく、景勝の三浦半島等におけるマツが壊滅の状態になっているというふうなことは、きょう始まつたわけじゃないんです。しかも、このごろ出ておられます新薬というものは、あとこの問題については触れまされけれども、新薬を散布してその駆除に当たつていられるということですが、実際問題からいって防除されていられないのが実情であります。

たがいて、一つの県の実例を取り上げても、専門の中心になつていく、リーダーになつていく人の増員をどうするかということが、この防除法に関する一つの問題じゃなからうかと、こう思うわけでありまして。

それではさつき質問したわけなんですが、先ほどの御答弁では、これらを勉強さしていったり、また、質的な技術的な向上養成をやつてみて、その上で善処するという御回答でありまして、その上で善処するのでなくて、いまほしひのは専門技術員が中心になつて作業員を動かして防除をしていくということが肝要なことだと私は思つておりますが、この点、大臣から御答弁願いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府委員からお答えいたします。

○政府委員(若林正武君) 森林害虫防除員、あるいは林業普及指導員、さらに市町村及び森林組合等の技術職員、さらに森林所有者等も含めまして、防除についての組織の強化ということをはかつてまいりまして、早期発見によりまして早期駆除というふうな実をあげるように努力をいたしたいというふうな考えをしておるのでございます。

○宮崎正義君 組織力の強化と言いますが、では、どのような系統をたどつて実際問題はおやりになつていられるか、お伺ひしたい。

○政府委員(若林正武君) 森林病虫害等が発生いたしました場合に、この被害の一般的な通報義務につきましても、森林病虫害防除法の第十二条

に、「森林病害虫等が発生してまん延するおそれがある」と認められた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならぬ。」という規定がございますが、発見をいたした者が市町村長あるいは知事に通報する。同時に、これは昭和二十七年から私どものほうでやっておりますが、現地におきまする病害虫等の発生状況というものを迅速に掌握をいたしますために、森林病害虫速報カード、これははがきになっておりまして、こういうものですぐ連絡をしてもらうというふうなシステムで現在やっております。年間平均いたしまして五千件くらいは通報がございまして、これに基づきまして、林野庁あるいは都道府県あるいはその出先機関等を通して、さらに市町村あるいは森林組合、森林所有者というふうなものを通して、駆除に当たっております。このように、

○宮崎正義君 実際問題は、なかなか届出されるのがおそいわけです。また、所有の地域によってはなされていません。そういうところから被害が蔓延してきているということになっていくわけです。したがって、いまお話にありましたように、第十二条で、被害を発見した者はすぐに届け出るようにする、という法律はできておりますが、実際の面にあたってそれが行なわれておりましたら、今日までの被害というものが、もつと少なくて済んでいたはずなものであります。それがなされてきたかどうかということが、今日の被害総額八十億にも及ぶような実情をかもしているわけでありまして、ですから、早期発見をするの、じゃだれがやるのか。個人の場合には個人でしよう。そしてまた、国有の場合には出先機関がやると言われますが、これだけの員数で発見ができたか、というものが今日の禍根を生じたと私は思うのです。したがって、早期発見をやることに、いまお話がございました速報カードというものを五千枚程度が報告されておると言います、広報機関等の宣伝機関等も使って大いに早期発見の防除対策の教育をしなければならぬ、こ

う思うわけでありまして、所有者の教育なんかというところも、あまり実際問題はなされていません。しかもまた、発見したときには相当荒らされたあとに発見をされるわけでありまして、マツクイムシが他のところに移っていったら発見の状態が今日まで繰り返されてきているということが実情じゃないかと思っております。したがって、いま申し上げましたように、わからしていくかというところについての考え方を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(若林正武君) 御承知のように、林業技術の普及につきましては、普及制度がございまして、こういうものを、林業改良指導員を中核にいたしまして、先生からお話のございましたように、個々の森林所有者に至るまで教育をやっている、というふうなことを考えております。

それから法定病害虫等につきまして、発生消長調査というものを従来やっておりますので、ございまして、その調査の結果に基づきまして、数カ月ぐらいい前に防除の要否が判定ができる、こういうことで、防除に万全を期してまいりたいというふうなことを考えております。

○宮崎正義君 この改正案の説明の中に、「森林組合もしくは森林組合連合会にその措置の実施に必要の業務に協力することを要請すること」ができることといたしております。とあります。その「業務」というものの内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 協力を要請の具体的な内容でございまして、この法の第三十二条第一項関係では、駆除命令書の交付、報告及び防除督促など、受命者に対する防除措置の推進に關して必要な事項、第四項関係では、防除班の編成、関係受命者との協議、打ち合わせ、防除資材の整備など、防除措置の実施に關する事務に關して協力を要請いたすこととしております。

○宮崎正義君 私が先ほどちょっと触れましたの

ですが、このことについて渡辺委員もおっしゃっていられたのですが、森林組合の組合員の四千名からいって、実際の防除作業に当たっていきけるかどうかということなんです。そうしますと、事務的のことだけに終わるような感じが出てくるわけじゃないか、こういうことを心配するわけでありまして、むしろ、実際の作業につかせるんだとはっきりしたほうがいいのじゃないか、こう思うわけですが。

○政府委員(若林正武君) 森林組合に防除等の協力を要請いたします場合、現在、森林組合で、作業班というものを全国的に編成をいたしておるのではありません。現在約四千の班が編成されておまして、人員にいたしまして約四万四千名、こういうふうな作業班が森林組合に編成をされておまして、このように作業班の活用によりまして防除をはかっているというふうなことを考えておるのでございます。

○宮崎正義君 私は、実際問題として事実行なわ

れているかどうかということをもう一度政府の立場において確認をされたいことを要望して、善後処置をこの点についてはとっていただきたい。ただ事務的なものに流れるのじゃなくて、実際の業務に当たる者の指導の確認、養成等をしていただくことを要望を申し上げて、次に進みたいと思っております。

マツクイムシの発生以来、昭和二十五年ごろから、殺虫剤の研究が進められてまいりまして、その資料をいただきました。たいへんこまかく提出していただきましたことに感謝するものであります。このいただいた資料の薬剤について、どのような薬剤が一番効果があるのか、そしてまた、人畜に対する安全性というものはどういふふうに実証されているのか、それを薬品によって説明をお願いしたいと思います。

○説明員(大塚武行君) 資料で御説明申し上げます。一一ページにございまして、

現在使われております薬剤のうちで、BHC剤は、これは接触毒性でございまして、樹皮上に

おるもの、あるいは空中を飛しょうしておるものについて、効果が非常にございまして、EDB剤と申しますのは、浸透性薬剤でございまして、BHCとの混合剤としまして樹皮上から散布しますと、樹皮の表面から材の内部まで浸透して、幼虫あるいは卵を殺すという効果が相当にございまして、

それから有機錫及びPCP剤は、これは防蟻あるいは殺菌というふうな効果がございます。マツクイムシが侵入します際に、並行してマツの青変菌等の病菌が入ります。そうして、材質をいため、あるいは成木を枯らしていたためというところがございます。そのための防除として効果がございまして、

それからPAP、テイルドリン、ヘブタクロール、そういった薬剤は、これは接触毒性でございまして、先ほど申し上げましたBHC剤と同様な接触剤として効果が出ております。

○宮崎正義君 浸透油剤のEDBというのとBHC混合剤といいますが、特にEDBは、非常に高価で使いたいという声があるのですが、この点についてはどうなんでしょうか。

○説明員(大塚武行君) これは混合比率がそう大量を使用したしませんが、それから実際上空に散布等ではございせんので、このたびの法律にございまして三項一命令のいわゆる被害を受けた木を伐倒しました材そのもの、あるいは伐採跡地の伐根、それから伐採跡地におきますところの枝条等を集めまして、そういうものに直接使用するということをしてございまして、そういう意味で、大量の使用をしませんで、集中的な使用をはかっておりますので、経費的には特に負担が大いというふうには聞いておられません。

○宮崎正義君 いま効果の話が出ませんでしたけれども、効果は散布してどの程度でございまして、内部まで浸透いたしましたら、内部の害虫が殺されます。

○宮崎正義君 実際これは私は現地まで調べてきたのですが、いまお話がありましたようなわけにはいつていないわけですね。ほとんど切られた切り株の中にも相当の幼虫を発見して、しかも強い勢いで成長している実態を見てきたわけですね。この油薬が非常に効果があるといわれていまは使用されておるのですが、実際現地に行かれてこれを調査したことがございますか。

○説明員(大塚武行君) この薬剤の使用にあたりましては、私どものほうの林業試験場等におきまして十分に薬剤効果についての試験をした後に、おいて使用しております。その試験データ等を見てもみますと、効果は相当にあるというふうに考えております。

○宮崎正義君 現地に行きましてその虫までとつかまえて見てきたのですが、散布のしかたが問題になってくると思います。東海道の例の松並木なんかは、はしご車を使ってやっているようですが、これも神奈川県だけがそういうふうな進歩的な行き方をしているというのを聞いておるんですが、はしご車でもとうてい届かない点なんかは、むやみに散布して薬剤がむだに使われているような技術的な面もあるようでありまして、実際の技術面にあたっての指導育成というふうなことに、どういふふうな指導をされているのか、直接に指導をされているのか、どんなふうな方法でやられているのか、お伺いしておきたいと思っております。

○説明員(大塚武行君) 森林害虫等の防除につきましては、マツクイムシに限りますが、すべてのものについてでございますが、その防除方法、特に最近開発されつつあります薬剤等の使用につきましましては、先ほど御説明いたしました約千三百名ばかり配置されております森林害虫防除員、そういう職員等の指導を受けるように十分いたしております。それからなお、森林害虫防除員につきましましては、中央において、あるいは各出先の都道府県において、防除技術の内容につきましましては教育をいたしております。

○宮崎正義君 これは神奈川県の状態を参考に申し上げるわけですが、初めは海岸線のほうからだんだん襲われてきているようでありまして、そうして、湘南海岸は三キロ以上にわたる潮害によつて痛めつけられているということなんです。海岸から奥地へ奥地へと進んでいっているというマツクイムシの現況を調査したものを参考にもらつてきたわけですね。これは全国的な傾向であるのかどうかということをお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(若林正武君) 全国的な傾向であるかどうかということにつきましては、必ずしも全国的にそうであるというふうには考えておられないのでございます。ただいまお話のございましたように、マツクイムシの被害につきましては、一般的にマツの樹勢が弱まりました場合に被害を受けやすいのでございます。潮害などによりまして樹勢が衰えた、こういうふうな場合にマツクイムシが侵入加害するという場合が多いように考えております。

○宮崎正義君 潮害のことによつて私もいま触れておきたいんですが、潮害によつて三キロ余にわたる湘南海岸の沿線にありますが、全滅になつておりますね。あのことについての調査研究をされて、対策を講ぜられたのかどうか。

○政府委員(若林正武君) 潮害の研究は林業試験場その他でいたしておるのでございますが、ただいま先生から御指摘のございました湘南海岸のマツの潮害につきましては、調査研究をしたということも聞いております。

○宮崎正義君 せっかく景勝の地としてやろうとしたことが失敗に終わっているわけですね。しかも、俗称では、潮害というふうな聞きかたがあるわけですね。それから考えていきましたら、三浦半島等のマツクイムシにやられた状況を見ましても、海岸線から全部やられてきているわけですね。いま一番痛を痛めているのは、丹沢のほうにだんだん侵蝕してきているというのを非常に恐れている。これに対して万全の対策を整えたいと思うのだけれども、その

経費の面だとかあるいは労力の問題等について非常に現地では困っているというふうにも聞いています。痛めつけられたものに対する老齢化ばかりじゃなくて、そういう点からも侵蝕していく率が多いのじゃなからうかと、こう思うわけなんです。いまお伺いしてみますと、潮害に対する研究はまだされていないというお話ですが、私の聞いた範囲では、目下研究中の人たちもあるということですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(若林正武君) 潮害自体につきましましては、これはいろいろ研究をやっているわけですが、これは、潮害とマツクイムシとの関係についての研究はまだ行なわれておらないのでございます。

○宮崎正義君 林業試験場等も、神奈川県の場合にはなくて、東京の目黒のほうに來るというお話を伺つておるんですが、それはほんとうかどうか。そういうふうな発生した時点での研究機関ということも非常に少ない、農事試験場につきましても全国非常に少ないのじゃないか。この増設、あるいは研究所の整備等が、このマツクイムシばかりじゃなくて、全般にわたる農政上の上からも必要じゃないか、こう思うわけですが、現地でも困っているのは、どれがどのような被害で、どのものが被害を与えているのかというところの発見が早ければ、また早いだけに手が打てるということをいわれているわけですね。この点についての試験場の増設とかあるいは研究所の整備ということに対してどのように考えていられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 御指摘のように、試験研究機関の整備強化ということにつきましては、私も前々からそういう方向で努力はいたしてまいつておるのでございます。最近、大体の都道府県におきまして試験場あるいは指導所等を設置いたしております。国のほうでも総合助成というふうな予算措置もやりました。試験研究機関の整備をはかっているのでございます。国立の林業試験場等につきましても、逐年整備拡充をはかっています。お伺いするところでは、今後におきましてもさらにそういう方向で一段と努力をしてみたいというふうに考えます。

○宮崎正義君 こまかい質問なんです。マツクイムシ用のイザリヤ菌ですか、スミシアウイルスと云うのですか、これは非常に非常に害あるというふうな聞いておるんですが、ほんとうなんですか。この資料にもありますが。

○政府委員(若林正武君) マツクイムシの天敵で現在防除に使つておりますものは、イザリヤ菌が主体をなしております。スミシアウイルスにつきましては現在検討中でございます。と申しますのは、先生からただいま御指摘がありましたように、養蚕への影響があるのじゃないかというふうな問題がございまして、そういう面を検討をいたしておりますのでございます。

○宮崎正義君 薬剤ばかりじゃなくて、天敵の件についてはあまり触れられていないようでありまして、病害虫別の天敵の実情といえますか、実態といえますか、そういうことがわかれば聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 森林害虫等に対しまして天敵について申し上げますが、まずマツクイムシの天敵でございますが、種類といたしましては、アリモドキ、オオコクヌスト以下六種類ほどございます。ただ、まだマツクイムシの防除にまで使えるという段階には至っておりません。

それから二番目のマツケムシの天敵でございますが、これは、先ほど申し上げましたイザリヤ菌のほかは、約四種類ございます。現在、その中で防除のために有力な天敵であるというふうな考えられておりますのが、先生からお話のございましたイザリヤ菌とスミシアウイルスでございます。

それからスギタマバエ、マツバナタマバエの天敵でございますが三種類ほどございます。それからマイマイガにつきましても、三種類天敵

ございます。

ございます。

敵がございます。これは、いづれも、駆除にあつたつて天敵を導入するところまでまだ至っておりません。

クリタマバチの天敵でございますクリタマオナガコバチ、クリタマオナガコバチ——大体コバチの類でございすが、これも数種類ございす。その中で実際防除に使つておられますのは、クリタマオナガコバチとクリノタカラモンオナガコバチでございまして、この天敵導入等によりまして、クリタマバチの被害というものは根絶をしたというふうなところまで至つておるのでございす。

スギハダニの天敵は、これはクモ類でございすが、まだ防除に使つておるところまで技術的にいっておりません。

それからノズミの天敵でございすが、これはキツネ、イタチ、タヌキ、テン等がございすが、この中で有力な天敵というふうな考えられますのは、キツネとイタチとタヌキとテンでございす。現在、ノズミの発生地にイタチ、キツネといふものを放獣いたしました。現実、防除をやつておるのでございす。それ以外に、野生鳥獣の保護によりまして、森林病害虫の捕食をする鳥獣を天敵として活用しておるところなことがございす。

○宮崎正義君 私は、薬剤によつて天敵の働きを相当になくしていくのじやないか、こう憂えておるわけでありすが、空中散布なんかにあつては、どういふふうな計画を立て、どういふふうなやつておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(若林正武君) 先生から御指摘のように、薬剤散布によりまして天敵が減少すると一般的にいわれておられます、私どももそういう面では心配いたしておるのでございす。現実、薬剤の空中散布等に基づきましてやります場合は、天敵に害を与えないように配慮をいたさなければならぬわけでございすが、特に天敵として重要な野生鳥獣への影響等も十分考慮いたしまして、繁殖期を避けるというふうな配慮をいたしまして

薬剤の散布というふうなことをやつておるのでございす。

○宮崎正義君 もう一つお伺いしたいのは、法定森林病害虫でないアメリカシロヒトリだとかあるいはノウサギの件について、どういふふうな考へておられるのか。

○政府委員(若林正武君) アメリカシロヒトリにつきましては、現在、森林にはまだ被害が出ていないのでございす。しかしながら、今後森林にも入つてくるというふうなことが予想されるといふたし、森林では大体ナラ等を主体にしましてた広葉樹が多く加害されるのじやないかと考へておられます。この防除につきましては、御承知のように、アメリカシロヒトリは、現在のところは、都市の並木であるとか、あるいは庭木であるとか、あるいは公園樹木、こういったものが非常に害を受けておるわけでございすが、関係各省市との間に連絡協議会というものを設けておられまして、こういうところで十分連絡をとりまして、それぞれの行政分野に即しまして自主防除を行なつておるのでございす。

それから二番目のノウサギについてでございすが、これは政令指定を受けていないわけにございすが、ノウサギは、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律によりまして、狩猟鳥獣に指定されておられます。御承知のように、狩猟期間がございまして、狩猟期間以外は原則いたしましてノウサギを捕獲することができないことになつておるのでございす。この趣旨は、野生鳥獣といふものはできるだけ保護をするという自然愛護の思想、さらにまた、ノウサギの捕獲は銃猟によることが多いのでございすが、狩猟秩序の維持という観点からとられておる措置でございす。一方、ノウサギによりまして被害の防除といふことを考へますと、狩猟期間以外でございまして、被害がはなはだしいときには、有害獣駆除いたしまして都道府県知事の許可を受けまして捕獲することができるとございす。また、被害を防除いたしましてために、ノウサギの忌避剤——現在使つておるま

すのはクレオソート、シクロヘキシミド等でございすが、このような忌避剤等を使ひまして被害の防除をはかつておるのでございす。

以上申し上げました点を勘案いたしまして、アメリカシロヒトリにつきましても、さらにまた、ノウサギにつきましても、政令で指定をするといふふうなことは現段階においては考へておらないのでございす。

○宮崎正義君 この資料によりましても、二万一千二百八十八ヘクタールですか、ノウサギの被害、これはネズミに次ぐものだと思ひますが、いづれにいたしまして、いまお話がありましたけれども、狩猟鳥獣法の問題等もありましても、いづれにいたしまして、各関係省——文部省かもわかりませんが、そういう関係省と打ち合わせをやられて、そうして対策を次に進めていくようにしなければならぬのじやないか、こう思ふわけであります。そういう考へ方について、もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(若林正武君) あるいはこれは同じお答えになるかと存するのでございすが、鳥獣狩猟ニ関スル法律等の関係もございすが、政令指定といふところまでは考へておりませんが、先ほども申し上げましたように、この被害の防除といふことにつきましても、知事の許可、あるいはその被害を防除いたすための忌避剤を使うといふようなことによりまして防除に努力いたしたいといふふうな考へておられます。三十二年に七万八千ヘクタールぐらゐの被害があつたのでございすが、その後だんだん減つてまいりまして、ただいま先生から御指摘のように、四十年に二万一千ヘクタールといふふうな減つてまいりまして、現在は努力をしまひたいと思ひます。

○宮崎正義君 被害金額が出ていますか、この資料に。

○政府委員(若林正武君) 被害金額は、資料の中に収載いたしております。

でしたら……。

○政府委員(若林正武君) ただいま、手元に持ち合わせがございませぬ。

○宮崎正義君 それも、先ほど申し上げました各地域別、県別の被害状態とあわせて提出をしていただきたい、こう思ふわけであります。

いづれにいたしまして、時間等もあまりありませんので、もつとお伺いしたいのでありますが、最後に農林大臣に要望なり意見なりを申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

マツクイムシがつくと必ずそのマツはおかされてきたりしますが、この対策については、大臣も先ほど来おっしゃられておられるように、早期発見、そうしてまた、具体的な防除措置が大事であり、予防措置を重点に置くかと御答弁がありましたけれども、早期発見については、人間がやつていくわけでありますので、やはり、努力、そういうものに対する給与ということが満足に与えられていないという実情も聞いておるわけであります。一日千八百円出して夕飯を食わして一ぱい飲まさせや行かないといふような話もあるわけであります。

こういふような労働条件のもとに森林病害虫等防除法の改正法律案を今回も提出されておられますが、こういう人的な努力に対する賃金、及び、先ほど申し上げましたように、研究施設の整備、試験所等の増設等が拡充されていくことが急務じやなからうか、こう思ふわけでありますが、今後に対するそういう考へ方を総括して伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほども申し上げましたように、国の富をそこなわないために大事な仕事でございすので、なお早期発見、早期駆除につとめるとともに、先ほど来政府委員のほうからいろいろ申し上げましたが、私どもの所期の目的を達成いたしますためにさらに検討を続け、こういう被害をどうやつて防ぐかということについて力を入れていかなければならぬと、さうに考

えております。なお努力を続けたいと思えます。

○政府委員(若林正武君) 先生からお話のございました資料につきまして若干調製につきまして問題があるようございますので、できましたならば別途先生とお打ち合わせをさせていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○委員長(野知浩之君) 本案につきましては本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

第八部

農林水産委員会會議録第十二号

昭和四十二年六月八日

【參議院】

昭和四十二年六月十四日印刷

昭和四十二年六月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局